



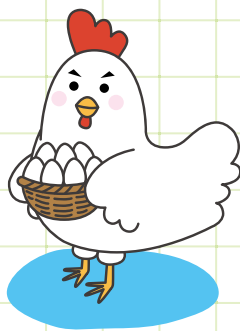
Individual-type Defined Contribution pension plan

個人型確定拠出年金

GUIDE

今から始めよう、じぶん年金づくり

BOOK



さわかみ投信株式会社

はじめに

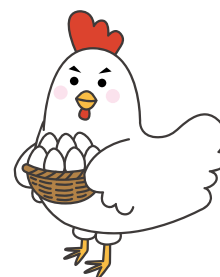
将来のお金、どうする？	3
COLUMN 老後の資金 いくら準備すればよい？	4

制度の概要

確定拠出年金とは	5
step1 つみたて（拠出）	6
step2 運用	7
step3 受給（受取）	8
COLUMN 掛金はいくらにすればよい？	10
運営体制（加入者保護の仕組み）	11

ご加入手続き

費用（手数料）	12
ご提出書類	13
スケジュール	14
お問合せ先	15



将来のお金、どうする？

年金なんて、まだ先のこと

このガイドブックを読んでいる皆さまの中にも、そう思っている方が多いかもしれません。むしろ、それは自然なことだと思います。2～3年先のことさえ分からないのに、10年も20年も先のことなんて、どうなるかさっぱり分かりませんよね。

でも、老後は必ずやってくる

子育て、住宅購入、病気の治療など、人生には時として大きなお金が必要になる時期が訪れます。その最たるものが、老後です。しかもそれは、生きていれば誰にでも必ずやってきます。だからこそ、なるべく若いうちから準備しておくことが大切なのです。

成功のコツは“習慣化”

ダイエットや健康法と同じく、じぶん年金づくりの成功のコツも“習慣化”にあります。無理な節約や難しい勉強は、なかなか続かないもの。無理なく自然に、気がついたら必要なお金が準備できていた、というのが理想形ではないでしょうか。お金の不安が少なくなれば、やりたい仕事や夢に打ち込み、人生をより豊かにすることができます。私たちはそんな世の中を目指して、皆さまの“じぶん年金づくり”をお手伝いさせていただきます。

毎月自動的につみたてられる個人型確定拠出年金は、非常に習慣化しやすい仕組みといえます。そこで、この制度をより上手に活用すべく、私たちは3つのご提案をします。

3つのポイント

1 目標をたてる

何かを始めるときは、目標を立てることが大切です。自分の老後資金はいくら必要なのか、次のページで考えてみましょう。

2 なるべく早くから始める

この制度でお金をつみたてられるのは最長で65歳まで。早くから始めれば、その分だけ無理なくつみたてることができ、税制優遇もより多く受けられます。

3 運用は専門家に任せる

お金の運用にあたり、基本的な方針を決めるのは皆さまご自身です。一方、実際の運用はできるだけ専門家に任せてしまいましょう。

老後の資金 いくら準備すればよい？

よくある答えがこちらです。

$$\left(\begin{array}{c} \text{必要} \\ \text{生活費} \\ \text{(月額)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{年金} \\ \text{受給額} \\ \text{(月額)} \end{array} \right) \times 12\text{ヶ月} \times \begin{array}{c} \text{老後の} \\ \text{年数} \\ \text{(65歳~)} \end{array} = \text{老後に} \\ \text{必要なお金}$$

この式に、平均的な高齢夫婦無職世帯の値*を入れると次のようになります。

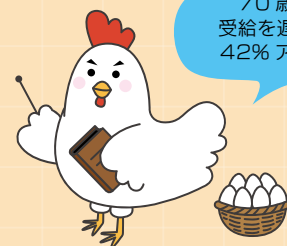
$$\left(\begin{array}{c} \text{約} \\ 26.5\text{万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{約} \\ 20.4\text{万円} \end{array} \right) \times 12\text{ヶ月} \times \begin{array}{c} \text{約} \\ 22\text{年} \end{array} = 1,610\text{万円}$$

本当にこれでよいのでしょうか。この考え方では、仮にその金額を準備できたとしても、老後の年数が23年目を迎えた途端にお金が足りなくなってしまうかもしれません。これではとても安心できませんよね。そう考えると、やはり自分の寿命が分からない「長生きリスク」に対しては、公的年金のような終身年金（生存中ずっともらえるタイプの年金）で備えるのが一番安心です。どうかして、年金受給額を増やせないものでしょうか。

あまり知られていませんが、公的年金には、年金の受給開始を遅らせることで受給額を増やすことのできる「繰下げ受給」という制度があります。これを利用して受給開始を70歳まで遅らせると、受給額を42%も増やすことができます。

さきほどの例で考えると…

$$\begin{array}{c} \text{約} \\ 20.4\text{万円} \end{array} \times 1.42 = \begin{array}{c} \text{約} \\ 29\text{万円} \end{array}$$



見事、平均的な生活費（26.5万円）を上回る金額になりました。やはり年金の4割アップはかなりの効果ですね。一方、年金の受給開始を遅らせたため、65歳で退職すると70歳まで無収入になってしまいます。つまり、この5年分の生活費が老後資金の目標額になるわけです。これを、再び平均的な数値で計算してみましょう。

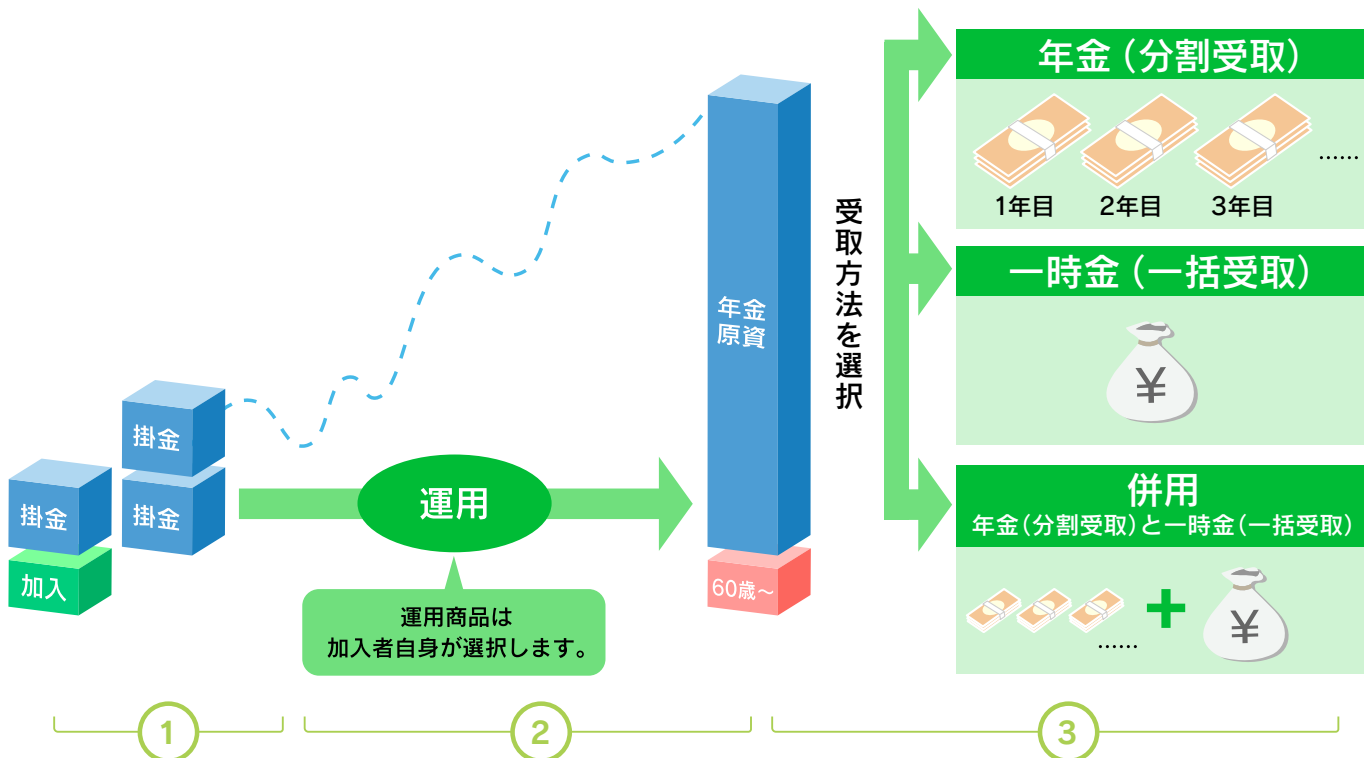
$$\begin{array}{c} \text{約} \\ 26.5\text{万円} \end{array} \times 12\text{ヶ月} \times \begin{array}{c} 65\sim70\text{歳} \\ \text{までの} \\ 5\text{年間} \end{array} = \begin{array}{c} \text{目標額!} \\ 1,590\text{万円} \end{array}$$

これなら老後の年数に関係なく目標をたてられますし、結果として、当初の計算より目標額を小さくすることもできました。これらは職業や所得など前提条件によって異なりますが、目標をたてるときのよい参考になると思います。

*総務省統計局 家計調査年報（家計収支編）平成30年（2018年）、および同年簡易生命表の概況より。

確定拠出年金とは

確定拠出年金は、“じぶん年金づくり”の仕組みとして、たいへん優れた制度です。3つの税制メリットを活かしてじぶん年金をつみため、将来への不安を減らしましょう。



STEP ①

つみため (拠出)

専用の口座に掛金をつみためます。
掛金の限度額や金額変更などはこちら ▶ P6

STEP ②

運用

預金や投資信託の中から運用方法を選択します。
運用商品の種類や選び方はこちら ▶ P7

STEP ③

受給 (受取)





原則60歳で受給権を取得し、年金(分割)、一時金(一括)または年金と一時金の併用で受け取ります。受給可能年齢や受給時の税制についてはこちら ▶ P8~9

制 度 の 概 要

STEP ① つみたて (拠出)

毎月決まった掛金を、口座引落としまたは給与天引きによってつみたてます。(任意の月にまとめて拠出することも可能)
掛金の額は、月額 5,000 円以上、1,000 円単位で選択できます。

掛金の限度額

 <p>自営業者等 (第 1 号被保険者・20 歳以上 60 歳未満)</p> <p>60 歳以上 65 歳未満の方で国民年金に任意加入されている方は個人型年金に加入(掛金の拠出)することができます。</p>		▶ 6.8 万円 (月額) ※ ¹
	<p>企業年金の加入者でない方</p>	▶ 2.3 万円 (月額)
 <p>会社員 (第 2 号被保険者・65 歳未満)</p>	<p>確定給付型企業年金の加入者 (厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金)</p>	▶ 1.2 万円 (月額)
	<p>企業型確定拠出年金の加入者等</p>	▶ 原則 2.0 万円※ ²
 <p>公務員・私学共済加入者 (第 2 号被保険者・65 歳未満)</p>		▶ 1.2 万円 (月額)
 <p>専業主婦等 第 2 号被保険者の被扶養配偶者 (第 3 号被保険者・60 歳未満)</p>		▶ 2.3 万円 (月額)

※¹ 国民年金の付加保険または国民年金基金に加入している場合は、それらの掛金との合計額が限度額の対象となります。また、国民年金の保険料免除者、農業者年金の被保険者は加入できません。

※² 企業型確定拠出年金の加入者掛金の拠出(マッチング拠出)を選択している場合や、企業型確定拠出年金の事業主掛金と iDeCo の掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合は iDeCo に加入できません。

右図参照

企業型確定拠出年金以外の企業年金に加入していない方⇒ 2.0 万円 (月額)
企業型確定拠出年金以外の企業年金にも加入している方⇒ 1.2 万円 (月額)

掛金の限度額 (月)	企業型 DC 加入者	企業型 DC に加えて他の企業年金加入者
企業型 DC の事業主掛金 ①	55,000 円以内	27,500 円以内
iDeCo の掛金 ②	20,000 円以内	12,000 円以内
①+②	55,000 円以内	27,500 円以内

掛金の変更・停止

掛金額は、各年度 1 回に限り変更することができます。また、掛金のつみたて(拠出)を停止することもできます。

税制
メリット

掛金は全額所得控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。

STEP ② 運用

以下の運用商品の中から、ご自身のお考えに近いものを選んで掛金を運用します。ベテラン投資家の方には物足りないかもしれませんが、確定拠出年金は投資口座ではなく“生活者のためのじぶん年金”であるという考えに立ち、私たちはあえてシンプルさを追求しました。



口座開設後、毎月の掛金をどの商品にどれだけ配分するか、「%」で指定していただきます。その後、配分を変更したり、保有商品を売却して他の商品に移すこともできます。

※投資信託は、元本および利息の保証がないため、発生した損失はすべて個人型年金加入者等に帰属します。

※また預貯金等とは異なり預金保険制度の対象ではありません。

※運用商品は今後変更する場合があります。

税制
メリット

預金利息や運用収益は、全額非課税となります。

※年金資産には特別法人税（年率 1.173%）が課税されますが、確定拠出年金は制度開始時より課税が凍結されています。

STEP ③ 受給 (受取)

1. 原則的なケース (老齢給付金)

受給可能年齢

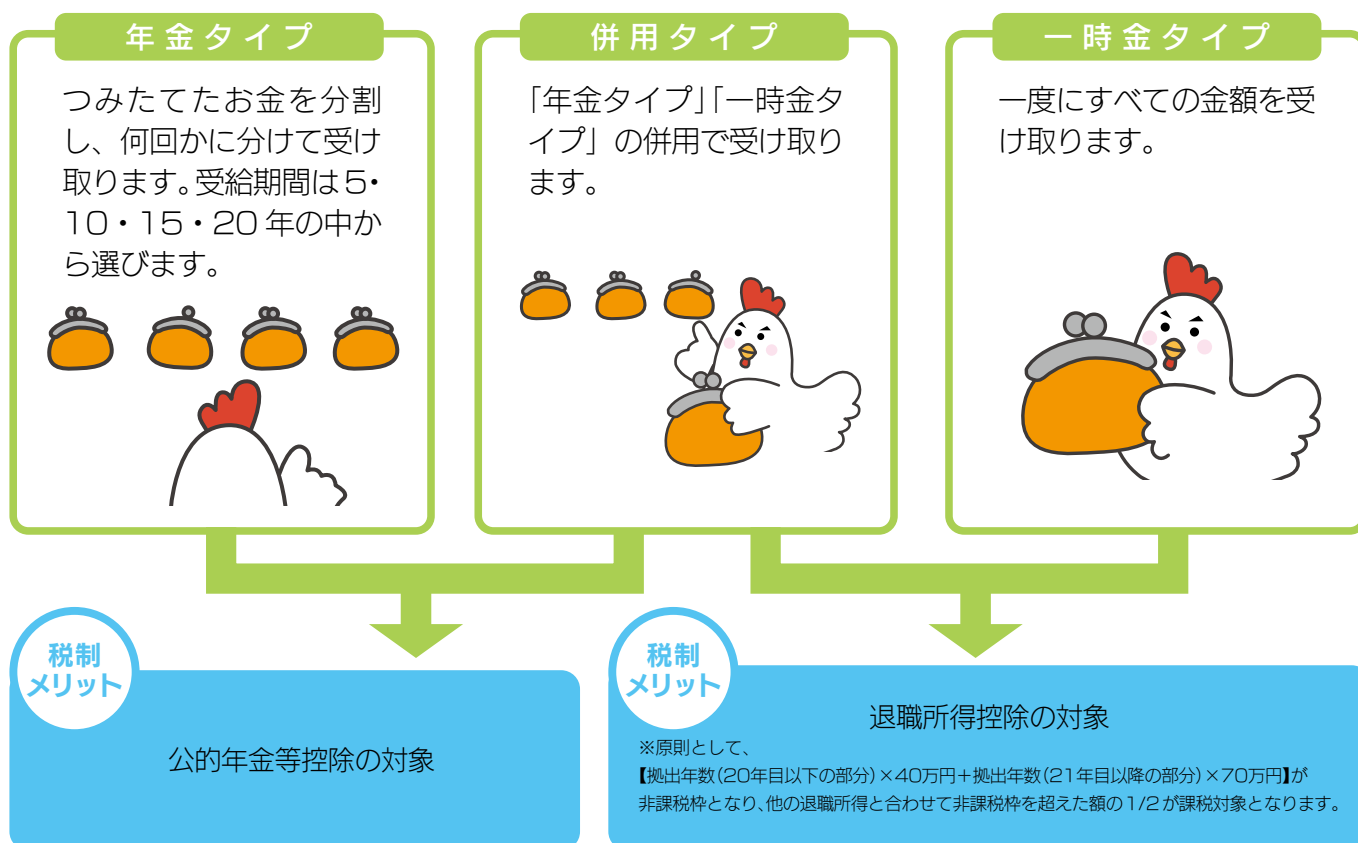
つみたてたお金を受け取れるようになるのは、**原則 60 歳** になったときです。ただし、60 歳になった時点での加入期間が 10 年未満の場合、右図のように請求可能年齢が引き上げられます。

- ※ 1 加入期間とは 60 歳までの企業型確定拠出年金及び個人型年金における加入者期間と運用指図者期間の合算の年数です。(個人型年金に厚生年金基金等の企業年金制度からの移管がある場合は、その加入期間も合算)
- ※ 2 加入日が 60 歳前である場合は、60 歳に到達した日

加入期間 (※1)	請求可能年齢
10 年以上	60 歳
8 年以上	61 歳
6 年以上	62 歳
4 年以上	63 歳
2 年以上	64 歳
1 ヶ月以上	65 歳
0 ヶ月	65 歳以上、かつ、加入日 (※ 2) から 5 年経過した日

受給方法

受給可能年齢を迎えた後に、次の 3 種類から選択します。なお、75 歳までに選択しなかった場合、自動的に一時金として支給されます。



STEP ③ 受給 (受取)

2. 特殊なケース

前ページの老齢給付金の他、特定の条件に該当する場合には、次のような受給制度があります。

障害給付金

75歳の誕生日の2日前までに以下いずれかに該当することとなった場合、請求に基づいて年金（分割）、一時金（一括）または年金と一時金の併用で受給できます。

- ・ 障害基礎年金を受給している方
- ・ 身体障害者手帳（1～3級に限る）の交付を受けた方
- ・ 療育手帳（最重度、重度に限る）の交付を受けた方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳（1～2級に限る）の交付を受けた方

税制
メリット

年金・一時金ともに
非課税

死亡一時金

加入者が死亡した場合、請求に基づいてご遺族が受け取ります。また、年金受給中に持分を残して死亡した場合も、同じくご遺族が残高を受け取ります。受取人となるご遺族の順位は、以下の通りです。（同一番号内は記載順）

- ① 配偶者
- ② 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち、死亡したとき主としてその方の収入によって生計を維持していた方
- ③ ②のほか、死亡したとき主としてその方の収入によって生計を維持していた親族
- ④ 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち②に該当しない方

※生前に受取人を指定することもできます。（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の中から指定）

※死亡後5年以内に所定の手続きをせず支給が確定しなかった場合、本制度の死亡一時金としては受け取ることができなくなり、一般の相続財産として扱われます。

税制
メリット

みなし相続財産
（死亡退職金）
として課税

※他の死亡退職金と合わせて法定相続人1人あたり500万円まで非課税となります。

※死亡後5年以内に所定の手続きをせず支給が確定しなかった場合、上記とは異なる税制が適用されます。

脱退一時金

以下すべての条件を満たす場合に限り、請求に基づいて受給できます。

- ① 60歳未満であること
- ② 企業型DCの加入者でないこと
- ③ 個人型年金に加入できない方であること
- ④ 日本国籍を有する海外移住者（20歳以上60歳未満）でないこと
- ⑤ 障害給付金の受給権者でないこと
- ⑥ 通算拠出期間が5年以下、または個人別管理資産が25万円以下であること
- ⑦ 最後に個人型年金加入者または企業型確定拠出年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと

詳細に関してはご利用の手引きP19の脱退一時金をご参照ください。

税務上
の扱い

一時所得として課税

掛金は いくらにすればよい？

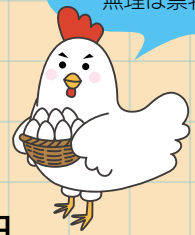
基本的には、老後に必要な金額から逆算して考えます。

$$\text{老後に必要なお金} \div \text{つみたて年数 (60 - 現在の年齢)} \div 12\text{ヶ月} = \text{毎月の掛金}$$

原則 60 歳まで
引き出せないため
無理は禁物！

たとえば 4 ページに基づいて、65 歳時点での必要額を 1,590 万円とします。
現在の年齢を 30 歳とすると、

$$1,590\text{万円} \div 30\text{年} \div 12\text{ヶ月} = \text{約 4.4 万円}$$



かなり頑張って捻出しなければいけない金額ですね。

しかし、ここには運用による資産の増加を加味していません。計算過程は割愛しますが、例えば年利 1% で運用できたと仮定すると、毎月の掛金は約 3.6 万円、3% なら約 2.4 万円まで下がります。これを表にまとめると、次のようになります。

開始年齢 (つみたて年数)	運用利回り (年利)			
	0%	1%	3%	5%
20 歳 (40 年)	33,125 円	25,671 円	14,954 円	8,403 円
25 歳 (35 年)	37,857 円	30,123 円	18,649 円	11,239 円
30 歳 (30 年)	44,167 円	36,077 円	23,700 円	15,279 円
35 歳 (25 年)	53,000 円	44,434 円	30,926 円	21,269 円
40 歳 (20 年)	66,250 円	56,994 円	41,962 円	30,700 円
45 歳 (15 年)	88,333 円	77,962 円	60,624 円	47,043 円
50 歳 (10 年)	132,500 円	119,951 円	98,356 円	80,706 円
55 歳 (5 年)	265,000 円	246,020 円	212,377 円	183,710 円

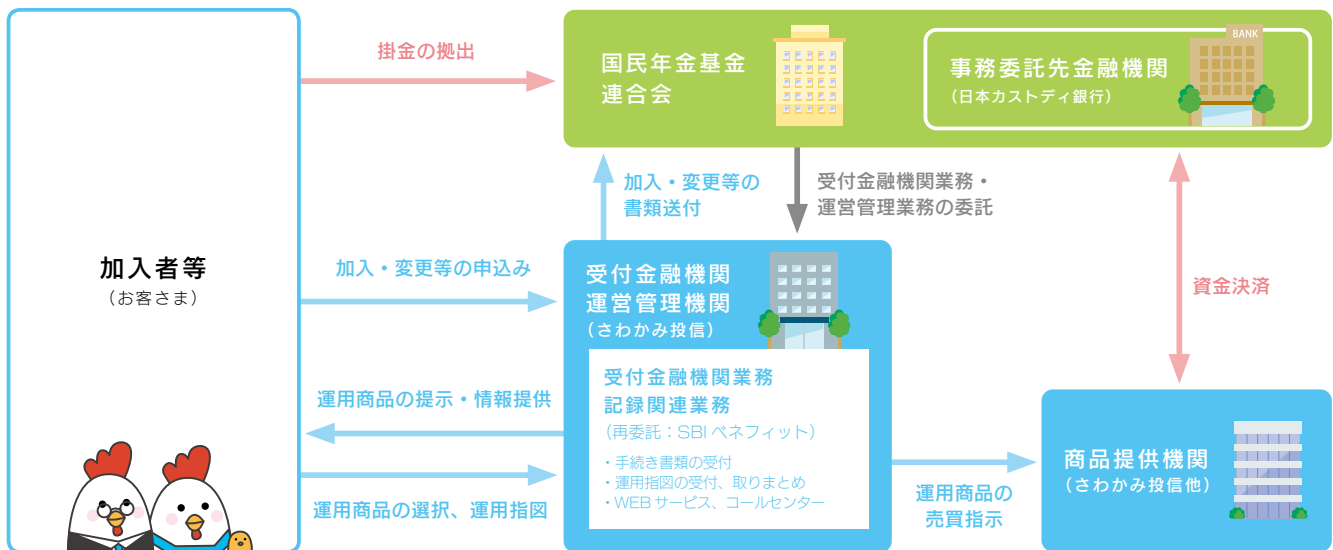
利回り：元本に対する運用収益の割合。投資した資金に対して、どれくらいの利益があがってきたのかを表す数値。

このように、つみたて年数が長いほど、また運用利回りが高いほど、毎月の掛金を少なくできます。運用利回りは予測できませんが、長い目で見た場合、ある程度リスクをとった運用であれば 3～5% 程度の水準が妥当かと思われます。

※上記の計算は、60 歳までつみたてをしながら運用し、その後 65 歳までは運用のみを行うという前提で行っています。また、掛金から差し引かれる費用は考慮していません。なお、記載されているデータは、必ずしも将来の運用成果などを示唆・保証するものではありません。

運営体制 (加入者保護の仕組み)

確定拠出年金は、関係機関の破綻等から年金資産が何重にも守られている、非常に安全性の高い仕組みです。



年金資産の管理

国民年金基金連合会ならびに事務委託先金融機関（信託銀行）によって管理されているため、運営管理機関が破綻しても資産は守られます。

掛金の運用先

- 投資信託：運用資産は受託会社(信託銀行)で管理されるため、運用会社が破綻しても資産は保護されます。また、信託銀行の自己資産から分別管理されているため、信託銀行が破綻した場合も保護されます。
- 銀行預金：預金保険制度により、元本 1,000 万円とその利息分まで守られます。

※同じ金融機関で確定拠出年金の他にも預金を預けている場合は、合算した金額が対象となります。

記録関連業務

年金データの記録管理や運用指図の取りまとめは、専門機関に再委託しています。

※本プランでは、WEB サービスやコールセンター業務も含め、SBI ベネフィット・システムズ株式会社に再委託しています。

費 用 (手数料)

費 用

制度のご利用にあたり、以下の費用がかかります。

これらの費用は、すべてお客様の掛金や移換資産、および年金資産の中から差し引かれます。

費用の種類	金額 (税込)	内訳 (支払先)		
		国民年金基金 連合会	事務委託先 金融機関 (信託銀行)	運営管理機関 (さわかみ投信)
口座開設費用 (初期費用)	2,829円	2,829円 ^{※1}	-	無料
口座管理費用 (毎月の費用)	171円/月	105円 ^{※2}	66円	無料
その他の 手続き	給付 (受取り)	440円/1回	-	440円
	還付 ^{※3}	1,488円/1回	1,048円	440円
	運営管理機関の変更 (当社→他社)	4,400円	-	-

※1 他社の個人型から当社の個人型への運営管理機関変更にあたっては、国民年金基金連合会への費用 2,829円はかかりません。
なお、移換元の運営管理機関にて別途費用がかかる場合があります。

※2 掛金の拠出がない月は、国民年金基金連合会への費用 105円はかかりません。

※3 還付とは、本来掛金を拠出できない方が誤って拠出した場合に、掛金相当額を返還することをいいます。

【その他の特記事項】

- ・上記の金額は全て消費税(10%)込みの金額を表示しています。
- ・上記の費用体系は今後変更される可能性があります。

ご提出書類

皆さまのお手元には、資料請求時の情報に基づいてお申し込みに必要な書類をお届けしておりますが、念のため、下の表にてお確かめの上、ご提出ください。

お客さまのご状況			ご提出いただく書類				
毎月の つみたてを	ご職業	資産の移換 (企業型確定拠出年金 または 他社個人型プランからの移換)	個人型年金 加入申出書	(事業所登録申請書 兼) 第 2 号加入者 に係る 事業主の証明書	個人別管理資産 移換依頼書	加入者等 運営管理機関 変更届	
する	会社員 公務員等 (第 2 号被保険者)	なし	○	○	-	-	
		前職で企業型に加入しており、 その資産を当社プランに移換する	○	○	○	-	
		他社個人型 プランから 資産を移換する	現在 つみたて停止中	○	○	-	○
			現在 つみたて継続中	-	-	-	○
	自営業 専業主婦等 (第 1 号・第 3 号 被保険者)	なし	○	-	-	-	
		前職で企業型に加入しており、 その資産を当社プランに移換する	○	-	○	-	
		他社個人型 プランから 資産を移換する	現在 つみたて停止中	○	-	-	○
			現在 つみたて継続中	-	-	-	○
しない (資産移換のみ)	共通	前職で企業型に加入しており、 その資産を当社プランに移換する	-	-	○	-	
		他社個人型プランから資産を移換する (現在つみたて停止中)	-	-	-	○	

※お客さまのご状況によっては、これらの他にもご提出いただく書類がある場合がございます。

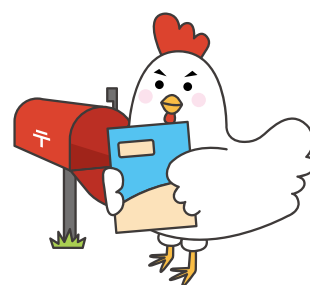
万が一、必要な書類が本資料に同封されていない場合は、
資料発送元 (SBI ベネフィット・システムズ) へお問い合わせください。▶ P15

スケジュール

お申し込み後の流れを以下にご案内いたします。ただし各手続きにかかる期間は、書類到着のタイミング等によって前後いたしますので、予めご了承ください。

	毎月つみたての申込み
書類受付の 1～2ヵ月後	必要書類の送付 ⇒ 13 ページをご確認ください。
	ID・パスワードの取得 SBI ベネフィット社より、加入者サイトへログインするためのID とパスワードが郵送されます。
	運用商品の選択 加入者サイトにて、掛金の配分割合をご指定ください。
	完了通知の到着 国民年金基金連合会より、「加入確認通知書」が送付されます。
書類受付の 翌月 26 日 または 翌々月 26 日	初回掛金の引落し ご指定の口座より引き落とされます。書類受付のタイミングによっては、初回のみ 2 ヶ月分の掛金が同時に引落される場合があります。
初回引落日の 翌月中旬	運用開始 ご指定の商品配分に基づいて運用がスタートします。

	企業型からの資産移換
書類受付の 2～3週間後	必要書類の送付 ⇒ 13 ページをご確認ください。
	ID・パスワードの取得 SBI ベネフィット社より、加入者サイトへログインするためのID とパスワードが郵送されます。
	運用商品の選択 加入者サイトにて、移換資産の配分割合をご指定ください。
	完了通知の到着 国民年金基金連合会より、「移換完了通知書」が送付されます。
書類受付の 約 2 ヶ月後	運用開始 移換資産の入金後、ご指定の商品配分に基づいて運用がスタートします。



お問合せ先

制度内容や運用商品について

さわかみ投信株式会社

050-3819-6018

(平日 8:45 ~ 17:30)

ご加入手続きについて

SBI ベネフィット・
システムズ株式会社

03-6435-5834

(平日 10:00 ~ 18:00)

■本資料は、個人型確定拠出年金への加入等を検討されている方向けに、確定拠出年金の仕組みや内容を理解していただくことを目的として、さわかみ投信株式会社が作成しております。■本資料は、現時点での確定拠出年金に関する法令諸規則、および実務の解釈、税法、社会保険を基に作成しておりますが、全てを網羅するものではなく、あくまでも仕組みの概要を述べたものにとどまり、内容の正確性・完全性を保証するものではありません。■本資料は、運用商品としての「さわかみファンド」の推奨・勧誘を目的とするものではありません。■本資料は、さわかみ投信株式会社に帰属します。承諾なしの利用、複製、改訂、ネットワークでの配信などは一切禁止いたします。また、承諾なしの利用、複製などは損害賠償、著作権法の罰則の対象となりますのでご注意ください。



さわかみ投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 328 号
確定拠出年金運営管理機関 登録番号 763
〒102-0082 東京都千代田区一番町 29-2

